



2024年3月1日(金)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

勤務時間外の連絡 “つながらない権利”

勤務時間外の連絡はストレスと6割が回答

先ごろ連合が実施した勤務時間外の業務上の連絡に関する意識や実態、“つながらない権利”に関する意識調査が行われその内容が公表されました。

「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務上の連絡が来ることがある」72.4%、その頻度は「ほぼ毎日」10.4%、「月に2~3日」12.1%、「月に1日以下」17.9%。業種別では「建設業」が82.7%で最も高く、次いで「医療、福祉」79.6%「宿泊、飲食サービス業」78.0%となっています。

「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務上の連絡が来るとストレスを感じる」62.2%、「その連絡を確認しないと内容が気になってストレスを感じる」とした人の割合は60.7%あり、また、「取引先からの連絡」については59.0%の人がストレスを感じています。

“つながらない権利”あればそうしたい7割

「働くこと」と「休むこと」の境界を明確にするために、「勤務時間外の部下・同僚・上司から制限をする必要があると思う」66.7%、また「取引先からの連絡制限の必要ある」とした人も67.7%ありました。

「“つながらない権利”によって勤務時間外の連絡を拒否できるならそうしたい」

72.6%。その反面「“つながらない権利”があっても今の職場では難しい」が62.4%あり、業種でみると「建設業」74.1%、「宿泊業、飲食サービス業」73.2%と「医療、福祉」72.8%。

実質、労働集約型職種に多い印象を受けますが、たとえシフト勤務などでも毎日の現場を回すため、時間外の連絡が行われることも多いのではないのでしょうか。

“つながらない権利”の法制化

勤務時間外に仕事上のメールや電話での対応を拒否できる権利、いわゆる“つながらない権利”は日本では法制化されていません。法制化されても業種によっては特殊性緊急性によって利用できない場合も想定されます。拒否することで勤務評価やキャリア形成への悪い影響を心配する人もいるでしょう。勤務時間外の連絡が多いと思うなら、各々の企業の特徴や会社の方針、社員の意見を話し合うことが大事ですね。



“つながらない権利”行使したいものの、行使する不安も大きいよ